

滋賀県甲賀合同庁舎屋外外灯ＬＥＤ化工事 契約書（案）

滋賀県知事 三日月 大造（以下「甲」という。）と ○○○○○○ ○○○○○ ○○ ○
○（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第１条 甲は、別紙「滋賀県甲賀合同庁舎屋外外灯ＬＥＤ化工事 仕様書」に基づき、滋賀
県甲賀合同庁舎の屋外照明灯のＬＥＤ化工事業務（以下「本業務」という。）を乙に発
注し、乙はこれを請け負う。

２ 乙は、本業務を履行期間内において履行し、甲は乙にその代金を支払うものとする。

（善管注意義務）

第２条 乙は、本業務の遂行に当たり、甲の指示および本契約の定めるところにより、善
良なる管理者の注意をもってしなければならない。

（履行期間）

第３条 本契約に定める履行期間は、令和７年１２月１６日から令和８年３月１９日まで
とする。

（契約履行の場所）

第４条 本契約の履行の場所は、次のとおりとする。

滋賀県甲賀合同庁舎（甲賀市水口町水口６２００）

（契約金額）

第５条 本業務に対する業務料の総額は、金 円（うち消費税および地方消費税
の額金 円）とする。

（請負代金内訳書）

第６条 甲が必要と認めるときは、乙は請負代金内訳書を提出しなければならない。

２ 請負代金内訳書には、甲が指定した内容を記載するものとする。

３ 請負代金内訳書は、甲および乙を拘束するものではない。

（契約保証金）

第７条 契約保証金は、免除する。

（完了報告および検査）

第８条 乙は、第１条第１項の本業務を履行したときは、書面にて甲に報告し、検査を受
けなければならない。この場合において甲は、乙に対し必要な指示をすることができ
る。

２ 甲は、乙から前項の業務完了報告書の提出があった場合には、その日から起算して
１０日以内に検査を行う。

（業務料の請求および支払）

第９条 乙は、前条に規定する検査の合格の通知を受けた後、書面をもって業務料の支払

を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による業務料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

4 前金払および部分払は、これを行わない。

（履行期間の延長）

第10条 乙は、履行期間内に本業務を完了することができない事由が生じた場合は、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合において、その事由が乙の責めに帰することができないときは、甲は、相当と認める日数の履行期間の延長を認めるものとする。

（履行遅滞の違約金）

第11条 前条の規定による報告があった場合において、その事由が乙の責めに帰すべきもので、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は違約金を付して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、業務料に対して履行期間の翌日から履行した日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額とする。

（権利義務の譲渡禁止）

第12条 乙は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（賠償義務）

第13条 乙は、契約の履行に際し、乙の責に帰すべき事由により甲に財産上の損害が生じたときは、客観的かつ合理的な損害額の証明に基づき、賠償の責任を負うものとする。

2 甲は前項の損害が生じたことを知ったときは、速やかに乙に通知するものとする。なお、甲がこの通知を怠ったときは、乙は甲に対する賠償の責の一部または全部を免れる場合があるものとする。

（免責）

第14条 乙は、次の各号により生じた損害についてはその責を負わないものとする。

- (1) 甲の所有もしくは管理上の責任に基づく場合
 - (2) 甲または第三者の故意または過失に基づく場合
 - (3) その他乙の責によらない場合
- （不可抗力免責）

第15条 天災地変、法令の制定・改廃、電気・水道・ガス等の供給停止、通信回線上の機能障害、その他の不可抗力によって契約の履行を遅滞しまたは履行不能を生じた場合、乙はその責を負わないものとする。

(契約不適合責任)

第16条 第8条の検査完了後、本契約により定められた内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、甲は乙に対して、その契約不適合の修補または代替物の引渡し（以下「修補等」という。）を請求することができる。ただし、甲が契約不適合の修補等を請求できるのは、当該契約不適合を知ったときから1年以内に乙に対して通知した場合に限る。

2 甲は、乙が前項の契約不適合の修補等の請求に応じない場合は、乙に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項に基づく請求は、甲の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

(契約内容の変更)

第17条 甲は、必要のあるときは、本契約の内容を変更し、または成果物の納入を中止させることができる。この場合において、履行期間、業務料その他の契約条件を変更する場合は、甲乙協議の上、書面によってこれを決めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は甲乙協議して定める。

(甲の解除権)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

(1) 乙が、契約期限内または契約の履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。

(3) 乙が、正当な理由がなく地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。

(4) 乙が、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により、営業の停止を受け、または許可を取り消されたことについて通知を受けたとき。

(5) 乙が、本契約の入札等にあたり談合その他不正の行為をしたとき。

(6) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、乙またはその代理人が、滋賀県財務規則または契約条項に違反したとき。

2 乙は、談合その他の入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

(1) 第17条の規定により、甲が成果物の納入または業務の履行を中止させようとする場合において、その中止期間が3か月以上に及ぶとき、または契約期間の2分の1以上に及ぶとき。

(2) 第17条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、業務料が3分の2以上減少することとなったとき。

(3) 甲が契約に違反したため、成果物の納入または業務の履行が不可能になったとき。

2 前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害が発生する場合は、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

(契約解除の場合における既納物件の取扱い)

第20条 第18条第1項または前条第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の履行部分があるときは、甲は、当該既納部分を検査の上、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

(再委任の禁止)

第21条 乙は、本業務の全部または一部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

ただし、乙は、あらかじめ甲に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせること（以下「再委任」とい

う。)ができる。

2 甲は乙に対して、再委任を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。

3 再委任を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は乙が負うものとする。

(検査、監督)

第22条 甲は、必要があると認める場合には、乙の本業務に対する検査、監督または本業務の実施に係る指示を行うことができる。

2 乙は、前項の検査、監督または本業務の実施に係る指示があった場合は、これに従わなければならない。

(進捗状況等の報告)

第23条 乙は、甲から本業務の進捗状況および実績時間等について報告を求められた場合には、甲が指示する方法、時期および内容等により、これを報告しなければならない。

(誓約書の提出)

第24条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨に則り、第18条第1項第6号の規定に該当しないことの表明および確約のため、誓約書（別紙）を契約締結時に甲に提出するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第25条 乙は、本契約の履行に当たり第18条第1項第6号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(事故等の報告)

第26条 乙は、本業務における事故の発生またはそのおそれがあること（以下「事故等」という。）を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告および今後の対処方針を書面にて提出しなければならない。

2 乙は、前項の事故等が個人情報および秘密情報の漏洩、滅失またはき損に係るものである場合には、当該個人情報および秘密情報の項目、内容、数量、事故等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面を速やかに甲に提出し、甲の指示に従わなければならない。

(法令等の遵守)

第27条 乙は、本契約の履行に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

(機密保持)

第28条 乙は、契約に関して知り得た機密事項を他に漏洩しないものとし、契約終了後も同様とする。

(管轄裁判所)

第29条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(作業時等の自動車の使用)

第30条 乙は、甲の指定する作業場所での作業時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

(その他)

第31条 本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県財務規則に定めるところによるものとする。

2 本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、甲と乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。
本契約の証として本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙

別紙

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に提供することについて承諾します。

記

1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。